地域主権一括法に伴う条例(児童福祉法:保育所)のパブリックコメント の実施結果及びその対応について

平成24年11月28日 子 育 て 応 援 課

1 実施結果

(1) 募集期間 平成24年9月24日から平成24年10月12日まで

(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
5 (2)	52 (29)	10 (7)	67 (38)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

主な意見とその対応			
項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)	
職員配置 (保健師又 は看護師の 配置)	子どもの発達保障の前提として、 日々の体調管理と子どもの安心・安 全を確保するために、看護師又は保 健師を努力義務でなく必置とする こと。	乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努めることとした。 全ての施設に必置とすることは、看護師が不足している実情により対応が困難と思われるので、努力規定とし	
917		た。	
職員配置	さまざまな発達の子どもたちがい	保育士の配置については、国で定められている配置基	
(保育士の	るので、個々の成長を保障するため	準により配置され、保育が実施されているが、それとは	
基準以外の	にも、人員を手厚くして一人一人の	別に各園において必要に応じて保育士を配置している。	
配置)	子どもたちが適切な保育を受けら	全ての施設に配置することは、各保育所の実情により対	
	れるよう、基準以外の職員の配置を	応が異なると思われるので、努力規定とした。	
6件	義務規定とする		
職員配置	保育士に様々な問題に対応いただ	各年齢児担当保育士のほかに、各保育所の実情によ	
(専門職)	くのは困難なことと思いますので、	り、障がい児、家庭支援など専門に担当する保育士が配	
- /tl-	「専門職員」の配置を検討いただき	置されているところであり、条例で規定することは考え	
1件	たい。	ていない。	
職員配置	より保護者が安心して子どもを預	保育士については、配置基準が定められているが、調	
職員基	けることができるよう、保育士や調	理員・看護師については、配置基準は定められていない。	
準)	理師・看護師の基準を明確にしてほ	各保育所の実情により対応しており、条例で規定するこ	
1件	しいです。	とは考えていない。	
職員配置 (配置基 準) 30件	保育の質を担保するため、保育士配置基準の緩和(保育士1人当たりの乳幼児数を少なくする)をすることの歳児 $3:1\rightarrow 2:1$ $1、2歳児 6:1\rightarrow 4:1 3歳児 20:1\rightarrow15:1 4、5歳児 30:1\rightarrow20:1$	保育士の配置については、国で定められている配置基準により配置され、保育が実施されているが、それとは別に各園において必要に応じて保育士を配置している。 基準を上げることにより、財政負担が生じることから全ての市町村での対応は困難と考え、基準はそのままとし、さまざまな支援に対応するため基準を上回る保育士の配置を行うよう努力規定とし、補助制度により保育士	
9011	ほか	配置を推進していくこととしている。	

項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
職員配置 (事務職員) 2件	事務量の多さから、事務職員の配置 が必要	全ての施設に配置することは、各保育所の実情により 対応が異なると思われ、条例で規定することは考えてい ない。
施設設備 (面積基準)	これから新設・増設する保育所においては、年齢ごとの居室面積はロッカー・押し入れなどを除く実質的な生活空間を確保した面積で算定すること。	保育室等の面積については、適正な面積基準の検討を する必要があるが、今回、客観的な基準を示すに至らな かったため、今後検討していくこととする。
5件 	0歳~1歳児室は5㎡ ほか	
施設設備 (バリアフ リー) 1件	新設(新築)認可の場合はバリアフリー化を求めます。利用者である子どもが車いす若しくは杖歩行をする場合と、保護者も利用者と考えた場合、送迎の保護者も考慮に入れてほしい。	県では鳥取県福祉のまちづくり条例により建築物の バリアフリー化を進めている。対象施設には保育所も含まれており、条例で規定することは考えていない。
関係機関と の連携 2件	障がい児の状態を把握するととも に、関係機関との連携を図り保育を 実施することとしているが、障がい 児だけでなく全ての児童とするこ と。	障がい児についてのみの規定となっているのは、障がい児対策を推進していくために追加したものであり、当然全ての児童について関係機関と連携を図り保育を実施していく。
第三者評価	保育は公的責任が伴う事業であり、 当該児童や保護者、そして市民がア クセスできなければ意味がないの で、第三者評価及び評価結果の公表 は義務規定とすべき	省令では、自己評価及びその結果の公表について努力 規定としているところであるが、情報提供をしてサービ スの改善に取り組むためにも義務規定にしたところで ある。 第三者評価及び結果の公表の義務化については、事業 者に少なくない費用負担が生じることから、努力規定と している。
地産地消を 含む県産品 利用 2件	県産品の利用について、努力規定に とどめることがやむを得ないとし ても、何らかのガイドラインがなけ れば、利用の努力もされない恐れが ある。従って、県産品の利用を含む 計画を策定し、自己点検と第三者評 価項目に入れるべきである。 食事提供というコンセプトが古す ぎる。「食事」ではなく、保育=養 育という位置づけを明確にする条 項を新設し、その中に保育の内容と して「食育」を位置づけ、その中に、 「地産地消」や「県産品」の利用を 明示すべき。	自己点検と第三者評価の項目については、今後内容を 検討して各園に通知する予定である。 食育については、各保育所でも既に取り組んでいると ころであり、自園で栽培した食材を利用するなどして食 事提供を行っている。 食育及び地産地消を含む県産品利用については、規則 で定めることとする。

項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
記録の保存	処遇記録は、当該児童のための有用 な個人情報であり、当該児童のため に、その成長発達を保障するものと	5年間保存は最低基準であり、取扱いについては別に 通知する予定である。
1件	して、当該児童などがアクセスできる必要があり、従って、成人に達するまで保存すべきものである。	
/du- 11_6-66-400	施設設備由来の事故、散歩中の交通 事故など多様な事故が発生する。これらの実情を視野に置き、衛生管理 のみではなく「安全」を入れるべき である。	入所している乳幼児の安全について保障するのは当然のことであり、それを踏まえた上で、衛生面について 必要な措置を講ずるよう規定するものである。
衛生管理	熱中症だけに限定すべきではなく、 食中毒、食物アレルギーなど、想定 される多様な疾病に対応すべきで ある。	条例では感染症を例示して、その他は規則で定めることとしており、意見を踏まえる。
4件	施設は児童に対して万全の安全 (健康) 配慮義務を負っているので、健康管理を義務規定にすること	衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとし、 義務規定としている。
障がい児の 受け入れ	障がいがある子どもを積極的に引 き受けるよう「努力義務」を課す	障がい児保育については、市町村の判断で行うものであり、条例で規定することは考えていない。
1件		
病児・病後 児保育	率先して導入できるよう、病児・病後児保育事業を条例に位置づけて ほしい	病児・病後児保育事業については、市町村の判断で行 うものであり、条例で規定することは考えていない。
1件		

鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に係る パブリックコメントの実施結果及びその対応について

平成24年11月28日 子 育 て 応 援 課

1 実施結果

(1) 募集期間 平成24年9月24日から平成24年10月12日まで

(2) 意見応募件数

郵便	ファクシミリ	電子メール	計
4 (3)	6 (5)	6 (2)	16 (10)

※意見件数。応募者数は括弧書き

2 主な意見とその対応

項目	御意見の内容	御意見に対する対応(案)
職員配置 (保健師又 は看護師の 配置)	医療面や発達面から日常保育の場面でのアドバイスがもらえ、家庭での育児不安の軽減につながることから、10人以上の全ての施設に看護師若しくは保健師の常勤義務を求める。	乳児は疾病への抵抗力が弱く、保健的な対応が求められることから、乳児を受け入れる場合において、専門的知識を持った保健師又は看護師を置くよう努めることとした。 全ての施設に必置とすることは、看護師が不足している実情により対応が困難と思われるので、努力規定とし
1件	1100000	t.
職員配置 (1クラス の人数)	鳥取県においては、小学校1年生は30人以下学級となっている。一日の大半を過ごす認定こども園での1クラス35人はあまりにも多い	全ての認定こども園で1クラス30人とすることは、 余裕の教室がない施設もあり、施設整備が伴うことか ら、35人のままとし、補助制度で30人学級を政策的 に推進していくことを検討する。
4件	ので、30人とすること。	
施設設備 (屋外遊戲場)	認定こども園の屋外遊戯場を園の 付近にある適当な場所に代えるこ とができるとすることは、子どもの 安全管理からも園内又は隣接する	認定こども園の屋外遊戯場を園の付近にある適当な場所に代えることができるとすることについては、保育所においても同様の基準で今まで実施されており、また、園内において屋外遊戯場を設けることが困難な施設
7件	場所に設けることを明示すべきである。	の対応も必要になることから、園内又は隣接する場所に設けることを明示することは考えていない。
施設設備(調理室)	認定こども園に調理室があり、調理 する音やにおいが立ちこめる中で、 五感を刺激することはとても大切	自園調理は食育の観点から有効であることは御意見 のとおりであるが、食育の推進は保育活動の中で取り組 むことも可能であり、3歳以上児について調理室を必置
3件	なことなので、調理室は必置(完全 自園調理)にすること。	とすることは考えていない。
施設設備 (バリアフ リー)	新設(新築)認可の場合はバリアフ リー化を求めます。利用者である子 どもが車いす若しくは杖歩行をす る場合と、保護者も利用者と考えた	県では「鳥取県福祉のまちづくり条例」により建築物のバリアフリー化を進めている。対象施設には保育所及 び幼稚園も含まれており、認定こども園条例で規定する ことは考えていない。
1件	場合、送迎の保護者も考慮に入れてほしい。	